

本日の専門調査会で検討を予定している事項

ヒト受精胚はどのような存在か。

<これまでの主な意見>

ヒト受精胚を人とは言えない。既にヒト受精胚からES細胞を作成することを認めている。

ES細胞は余剰胚を有用な研究に使うという背景で認めたもので、それを認めたからヒト受精胚は人ではないとしたわけではない。原則として「人」と同じ取扱いをするべきだが、取扱いの目的によっては例外的に「人」と異なる取扱いをする場合もあるのではないか。

「人」ではないが「人」に近いものとして尊重されるべき存在ではないか。

人の命にも様々な段階があり、胚の生命が権利・義務を有する出生後の人の命と同等には考えられないのではないか。

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成についてどう考えるか。

<これまでの主な意見>

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は認められるか。

- ・研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は、相当の理由がなければ認められないが、現時点では認めるに値する理由はないと考える。

相当の理由がないと認められないという理由は何か

- ・ヒトの手段化につながるおそれがあること。
- ・前回の議論では認める必要はないということであったが、理由としては、上記の通りでよいか。
- ・体外受精の研究において、結果的にヒト受精胚が作成されてしまう場合についてはどう考えるか。

余剰胚の研究利用についてどう考えるか。

- ・どのような場合にどういう条件で余剰胚の研究利用が認められるのか。また、研究以外の利用（産業利用等）についてはどう考えるか

<条件の例>

- 研究の要件（有用性、動物実験でかなり実施されていること）
- 胚の要件（インフォームド・コンセントが適切に取得されていること）

<現状>

- ・これまでに余剰胚からES細胞を樹立し使用することは個別審査を前提に認めてきている。
- ・また、生殖医学発展のための基礎研究並びに不妊症の診断治療に貢献する目的の研究は産婦人科学会の会告に従って行われている。

人クローン胚の研究利用をどう考えるか。

- ・認められるとすればどのような条件が必要か。
- ・認められないとすればどのような理由か。